



日本法中毒学会（特別）賛助会員 募集趣意書

一般社団法人 日本法中毒学会
理事長 沼澤 聡

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本学会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本学会は、法中毒学ならびに関連する領域の進歩・発展を図ることを目的として 1982 年に発足し、現在、日本学術会議協力学術研究団体に指定され、活動を行っております。また、2020 年には、さらなる社会的信頼を得るべく一般社団法人として活動を初めました。本学会に所属する約 350 名の研究・実務担当者は、医学、薬学、化学などの高度な専門知識を駆使し、薬毒物が関係する事件や事故の原因究明や発生防止のために日夜努力を重ねているところであります。また、2020 年に施行された死因究明等推進基本法に基づき、行政と一丸となって死因究明やそれに関わる人材育成に取り組んでおります。

事件や事故に関与する薬毒物は、青酸やヒ素のように古くから知られているものもあれば、危険ドラッグのように法規制をかいぐりながら次々と構造を変えて流通するものもあり、分析法や流通状況などに関する情報の交換がきわめて重要となっております。そこで、毎年全国各地において年会を開催し、会員相互の直接的な情報交換の場とする一方、英文機関誌「Forensic Toxicology」を国際的な出版社である Springer 社から年 2 回発行し、国際的な情報交換の場を提供しております。また、法中毒分析は試料の状態、量、分析項目、必要な感度などの要求項目が鑑定依頼ごとに異なり、都度それらに対応した高度な分析技術が必要とされることから、各種の分析装置や検出キット、前処理キットやカラムなどの分析消耗品、分析標準試薬などを製造・供給する企業の皆様との協力関係が欠かせないものとなっております。

本学会の活動は会費収入を基本に運営されておりますが、学会をさらに活性化させてその目的をより一層効果的に実現するために、本学会に関連の深い企業・団体の皆様に賛助会員として加入して頂いております。また、本学会の運営をさらに安定なものとするため、2017 年度より新たに特別賛助会員の制度を設けております。

本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までです。特別賛助会員または賛助会員としてご加入頂くと、下記の特典を受けることができます。

- ① 学会誌「Forensic Toxicology」および年会講演要旨集の購読
 - ② 年会への参加資格（1 口につき 1 名） および年会毎に取り決める特典（企業展示等の出展割引等）
 - ③ 学会ホームページに貴社・団体のリンク先掲載（特別賛助会員のみ）
- つきましては、本学会の高い公益性についてご理解頂き、是非とも貴社・貴団体に特別賛助会員

または賛助会員としてご加入いただけますようお願い申し上げます。

末筆ながら貴社・貴団体の益々のご繁栄をご祈念申し上げます。

敬白

【ご入会手続きの方法】

日本法中毒学会運営の趣旨をご理解頂き特別賛助会員または賛助会員としてご加入頂ける場合は、学会ホームページの入会案内 <https://forensic.toxicology.jp/procedure/> に掲載の「日本法中毒学会入会申込書（B）」に必要事項を記入の上、本学会会員の推薦を得て、事務局にお送り願います。理事会で入会が承認されましたら本学会より会員番号と請求書をお送りしますので、本学会指定口座へその年度の年会費をご入金願います。なお、本学会会則や理事等の役員一覧は、学会ホームページ <https://forensic.toxicology.jp/> をご覧下さい。

【お問合せ先】

一般社団法人 日本法中毒学会事務局
〒142-8555 東京都品川区旗の台 1-5-8
昭和大学薬学部毒物学部門内
TEL: 03(3784)8206
E-mail : info@forensic.toxicology.jp